輸入鶏卵製品の海外生産企業の登録条件と比較・検査のポイント

登録番号:

会社名：

会社の住所:

フォームに記入した日付:

フォームに記入する手順:

1. 「中華人民共和国海外輸入食品生産企業の登録及び管理に関する規定」（関税総局第248号）に基づき、海外卵製品生産加工企業の衛生条件が適用される。中国で登録する場合、関連する規制は中国に輸出される卵製品の検査および検疫プロトコルの要件に準拠する必要があります。

2. 輸入卵製品の海外管轄当局は、この表に基づいて卵製品製造業者に対する公式検査を実施し、実際の検査条件に基づいて誠実に適合性を判断するものとする。中国税関総署輸出入食品安全局の関連要件に従って、このフォームと海外の卵製品メーカーが提供する証明書資料を提出してください。

3. 海外の鶏卵製品製造業者は、本様式に従って登録申請を行う前に、自己評価及び自主検査を実施しなければならない。本フォームの「記入要件および補足資料」欄の内容に従って補足資料をご用意ください。認証資料はカタログ化され、その番号と内容は「記入要件と認証資料」欄の番号と内容に一致する必要があり、中国語と英語で記入され、内容が真実で完全である必要があります。

4. この表の適用範囲：卵製品とは、卵を主原料とし、副原料の添加の有無にかかわらず、関連する工程を経て加工された固形（殻の有無にかかわらず）又は液状の卵製品をいう。

5. 英語の内容は参考用であり、中国語の内容が優先されます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| プロジェクト | 主な条件と根拠 | 要件とサポート資料の記入 | 見直しのポイント | 適合性の判定 | 述べる |
| **1. 企業の基本情報** |
| 1.基本的な状況 | 1. 「中華人民共和国輸入食品海外生産企業の登録及び管理に関する条例」（関税総局第248号）第5条、第6条、第7条及び第8条2. 「輸出入食品安全管理に関する中華人民共和国の措置」（関税総局第 249 号）。3. 「国家食品安全基準食品製造のための一般衛生仕様」(GB 14881 )4．申請国の管轄当局と税関総局の間で署名された、中国に輸出される卵製品の検査および検疫プロトコル | 生卵及び卵製品の海外生産企業登録申請書」に必要事項を記入します。 | 1. 企業は、情報を真実に記入しなければなりません。基本情報は、輸出国の管轄当局から提出された情報および実際の生産および加工条件と一致する必要があります。2.企業の人的資源は、企業の生産、加工、品質および安全管理の要件を満たすことができなければなりません。中国に輸出される卵製品は、議定書で指定された製品範囲に準拠する必要があります。 | □適合□満たしていない |  |
| **2. 企業の所在地、工場のレイアウト、施設および設備** |
| 2.1企業の所在地の選択 | 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の3.1 | 2.1 工場が位置する環境の写真を提供してください。写真には、周囲の環境情報（都市部、郊外、工業地帯、農業地帯、住宅地など）が示されている必要があります。 | 工場エリアの周囲に汚染源があってはなりません | □適合□満たしていない |  |
| 2.2 工場環境とレイアウト | 3.2の「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 ) | 2.2 工場エリアの平面図を提供します。平面図には、生産および加工、原材料/最終製品の保管、化学薬品保管室、研究室 (該当する場合)などのさまざまな機能エリアが示されている必要があります。 | 工場エリアのレイアウトは、生産と加工のニーズに合わせて、生産エリアと非生産エリアに分割する必要があり、原材料、廃棄物、完成品の輸送中の相互汚染を回避する必要があります。 | □適合□満たしていない |  |
| 2.3 ワークショップの設計とレイアウト | 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の4.1 | 2.3 生産作業場の平面図を提供する。作業場平面図には、清潔なエリアと、人員更衣室、生産および加工室、および工具の洗浄および消毒室などの機能エリアの範囲を明確に示す必要がある。作業場における人員と製品の流れの方向 | 作業場の面積と高さは、生産能力と設備の配置に適合し、加工される卵製品のプロセスフローと加工衛生要件を満たしている必要があり、人の流れや物流が相互汚染を引き起こしてはなりません。  | □適合□満たしていない |  |
| 2.4生産設備及び設備 | 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 1 4881 )の5および 6.2 | 2.4 主要な設備と施設のリストを提供する | 企業は生産能力に見合った生産設備を備えるべきである | □適合□満たしていない |  |
| 2.5 生産施設の洗浄と消毒 | 1. 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 1 4881 )の5.1.32. 「卵および卵製品の製造に関する国家食品安全基準衛生仕様」(GB 21710) | 2.5.1 洗浄要員、方法、時間、頻度、洗浄剤の成分を含む生産施設の洗浄計画を提供します。2.5.2 最新の洗浄効果検証レポートを提供します。2.5.3 洗浄機器のリストと数量を提供します。 | 1. 企業の清掃計画は、生産施設を適時に清掃できること、および清掃および消毒施設が二次汚染を引き起こさないことを保証する必要があります。2. 洗浄効果検証報告書により、次の製品が汚染されないことが保証される必要があります。3. 洗浄装置は生産ニーズを満たすことができます。 | □適合□満たしていない |  |
| 2.6 倉庫設備 | 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の5.1.8、10 | 2.6 原材料および完成品の保管倉庫の管理要件を簡単に説明し、保管状況を反映できる保管倉庫内の関連写真を提供します。 | 企業は、中国に輸出する卵製品には明確なラベルが貼られていること、特別な場所に保管されていること、保管および輸送環境が清潔で衛生的であることを確認する必要があります。完成品の保管倉庫は常に一定の温度と湿度に保たれ、防カビ、防鼠、防虫、防虫設備が整っており、倉庫内の製品の温度と湿度が明確に管理されている必要があります。トレーサビリティを示すマークが付けられており、壁や床から一定の距離を保って保管する必要があります。不衛生な物品を倉庫内に保管することはできません。 。 | □適合□満たしていない |  |
| **3.加工水・氷・蒸気の供給** |
| 3.1 加工水の水質処理 (該当する場合) | 1. 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の5.1.1および5.1.22.「飲料水の衛生基準」(GB 5749) | 3.1 自社の水源の場合は、水質管理の関連措置を説明し、最新の生産水水質検査報告書（該当する場合）を提供してください。 | 生産および加工に使用される水（蒸気を含む）は中国の基準に準拠する必要があります。少なくとも年に 1 回検査を実施し、検査結果が我が国の生産水および加工水の基準に適合している必要があります。委託された試験機関は、地方管轄当局によって認識または承認された対応する資格を備えている必要があります。 | □適合□満たしていない□該当なし |  |
| 3.2 加工水および補助水の供給（該当する場合） | 1. 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の5.1.1および5.1.22. 「卵および卵製品の製造に関する国家食品安全基準衛生仕様」(GB 21710) の 5.1.1 | 3.2 企業処理水と補助水管理システムを提供する | 補助水（冷却水、パイプライン洗浄水など）の供給には完全に独立したパイプラインを使用する必要があり、補助水パイプラインと処理水パイプラインは交差接続したり、吸い上げたりしないでください（異なる色を使用するなど）。 | □適合□満たしていない□該当なし |  |
| **4.原材料および包装材** |
| 4.1生卵の産地と農場 | 1. 申請国の管轄当局と税関総局の間で署名された、中国に輸出される卵製品の検査および検疫プロトコル
 | 4.1生卵の産地の国/県/地域の情報表を提供するが独自の繁殖農場であるか、協力的な繁殖農場であるかを示す必要があります。 | 企業は、中国に輸出する卵製品の生卵が議定書で指定された国または地域（または議定書で明確に指定された特定の省/地域）産であることと、新鮮な卵が流行地域または外国産であることを区別し、確実にするための効果的な措置を講じる必要があります。購入できません。 | □適合□満たしていない |  |
| 4.2原材料の受け入れ | 申請国の管轄当局と税関総署の間で署名された、中国に輸出される卵製品の検査および検疫プロトコル「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の7.1 および 7.2 | 4. 2.1生卵サプライヤーに対する会社の管理要件を提供します。4.2.2 原材料受け入れシステムを提供する。 | 1.中国に輸出される卵製品の製造に使用される生卵は、安全で衛生的で、人間の消費に適したものでなければなりません。2. 我が国の法律、規制および二国間協定の規定を遵守します。 | □適合□満たしていない |  |
| 4.3 食品添加物管理 (該当する場合) | 1. 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881) の 7.3 および 8.3.12.「食品添加物の使用に関する国家食品安全基準」(GB 2760-2014) | 4.3 製品に使用されているすべての食品添加物のリストと、主要な食品添加物の最大使用量と残留量を、多いものから少ないものへの順に提出します。 | 企業は食品添加物管理手順を確立し、食品添加物の使用範囲、投与量、残留量は「国家食品安全基準食品添加物使用基準」（GB2760）の要件に準拠する必要があります。 | □適合□満たしていない□該当なし |  |
| 4.4内部および外部の梱包材の受け入れ | 7.4の「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881) | 4.4内部および外部の梱包材に安全認証材料を提供する | 包装材料には有毒物質や有害物質が含まれていてはならず、卵製品の感覚特性を変えてはなりません。 | □適合□満たしていない |  |
| **5.プロセス制御** |
| 5.1 HACCPシステムの構築と運用 | 1. 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881) の 13.2 および 13.32. 「危害分析重要管理点（HACCP）システムに基づく食品生産企業の一般要件」（ GB/T 27341 ） | 5.1.1 中国に輸出されるすべての製品の生産および加工のフローチャート、危険性分析ワークシート、および HACCP 計画を提供する5.1.2 CCPポイント監視記録、修正記録、検証記録サンプルフォームの提供 | 1. HACCP 計画は、生物学的、物理的、および化学的危害を分析し、効果的に制御する必要があります。2. 製造プロセスは、相互汚染を避けるために合理的である必要があります。3. CCP ポイントの設定は科学的かつ実行可能である必要があり、是正措置と検証措置が適切である必要があります。4. HACCP 計画には、中国への輸出を目的としたすべての製品を含める必要があります。5.中国の国家食品安全基準およびプロトコルの要件を遵守します。 | □適合□満たしていない |  |
| 5.2熱処理された製品の加熱パラメーター (該当する場合) | 1.「卵および卵製品の製造に関する国家食品安全基準衛生仕様」(GB 21710 )申請国の管轄当局と税関総局との間で署名された、中国に輸出される卵製品の検査および検疫プロトコルに規定されている熱処理パラメータ要件 | 中国に輸出されるすべての加熱処理卵製品の加熱パラメータと加熱時間と温度の曲線の例を提供する | 熱処理製品の製造プロセスとパラメーターは、中国の国家食品安全基準とプロトコルの要件に準拠する必要があります。 | □適合□満たしていない□該当なし |  |
| 5.3自己点検と自己管理 | 1. 9.4、 「食品生産企業のための一般衛生基準」(GB14881) の付録 A申請国の管轄当局と税関総局との間で署名された、中国に輸出される卵製品の検査および検疫プロトコルに規定されている微生物検査要件 | 中国に輸出されるすべての卵製品が含まれるべきである。計画には、モニタリング項目、頻度、判断基準、不適格な処理措置などが列挙されるべきである。5.3.2 過去 6 か月間の微生物モニタリング結果に関する分析レポートを提供します。5.3.3 企業が独自の実験室を有する場合、企業の実験室の能力および資格証明書を提出しなければならない。企業が第三者の実験室を委託する場合は、委託された実験室の資格を提供しなければならない。 | 1.企業は、製品の安全性と衛生性を確保するために、原材料および製品検査のサンプリング、検査および判定基準を中国の要求事項に準拠しなければなりません。2. 企業は、加熱処理済みインスタント製品の包装工程における食品接触面および包装材料の微生物モニタリングを実施する必要があります。3. 第三者機関は委託試験プロジェクトの試験資格を有している必要がある4. 試験結果は、「卵および卵製品に関する国家食品安全基準」(GB2749) および関連する国家食品安全基準に準拠する必要があります。 | □適合□満たしていない |  |
| 5.4製造工程中のサルモネラ菌の監視 | 「卵および卵製品の生産に関する国家食品安全基準衛生規定」(BG21710) の 8.2 | 5.4.1 生産および加工中のサルモネラ菌モニタリング計画を提供する。5.4.2 最後の 2 つのサルモネラ モニタリング結果を提供します。 | 企業はサルモネラ菌モニタリング計画とモニタリング結果を提供し、「国家食品安全基準卵及び鶏卵生産衛生仕様」の付録A「卵及び卵製品の加工中のサルモネラ菌モニタリング手順に関するガイドライン」の規定を遵守しなければならない。製品」(BG21710) |  |  |
| **6.化学物質の管理** |
| 6.1化学物質の管理と保管 | 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 )の7.4 および 8.3 | 6.1.1化学薬品の取り扱いおよび保管要件の簡単な説明6.1.2化学薬品保管室の写真を提供する | 1. 化学薬品（消毒剤やその他の洗浄剤を含む）は、現地の管轄当局および中国の要件に準拠する必要があります。2. 化学物質は専用の場所に保管し、厳密に管理し、明確にラベルを付ける必要があります。 | □適合□満たしていない |  |
| **7.廃棄物の処理と害虫駆除** |
| 7.1廃棄物の処理 | 6.5インチ「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 ) | 7.1.1作業場における食用製品の容器と廃棄物保管容器の区別の写真を提供する7.1.2廃棄物処理手順の要件を簡単に説明します。無害な処理に第三者を使用する場合は、第三者企業の対応する資格を提供してください。 | 1.食用製品の容器と廃棄物保管容器には明確にマークを付けて区別する必要があります。2. 廃棄物は個別に保管し、生産への汚染を避けるために適時に処理する必要があります。 | □適合□満たしていない |  |
| 7.2害虫およびげっ歯類の防除 | 6.4インチ「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 ) | 7.2害虫駆除のレイアウト計画を提供する 第三者が責任を負う場合は、第三者の資格を提供します。 | 生産の安全性と健康に対する害虫やげっ歯類の影響は避けるべきです | □適合□満たしていない |  |
| **8.製品のトレーサビリティとリコール** |
| 8.1製品の梱包およびトレーサビリティ情報 | 11.4 の「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881) | 8.1表示ルール、ラベルサンプル、トレーサビリティ情報説明書（トレーサビリティに使用するロゴ、マーク、番号の意味、パッケージへの印刷位置）を提供します。 | 企業は、トレーサビリティに使用される製品識別、マーク、または番号の意味を明確に説明する必要があります。 | □適合□満たしていない |  |
| 8.2製品トレーサビリティおよびリコールシステム | 1. 「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881) の 11.1 および 14.1.1 | 8. 2製品のトレーサビリティ手順を簡単に説明します。完成品のバッチ番号を例として、完成品を対応する食肉処理場まで追跡する方法を説明します。 | 識別構成により特定され、バッチ管理と販売記録の受領により双方向のトレーサビリティが実現される必要があります。 | □適合□満たしていない |  |
| **9.人事管理と研修** |
| 9.1従業員の資格と健康管理 | 6.3の「国家食品安全基準食品生産のための一般衛生仕様」(GB 14881 ) | 9.1雇用前の健康管理と従業員の健康診断要件の提供 | 1. 従業員は雇用前に健康診断を受け、食品加工企業で働くのに適していることを証明する必要があります。 | □適合□満たしていない |  |
| 9.2人材育成 | 「国家食品安全基準食品製造のための一般衛生仕様」(GB 14881 ) 12 | 9.2従業員に年間トレーニング計画、内容、評価、記録を提供する | トレーニング内容は、中国に輸出される卵製品の検査と検疫手順、中国の規制と基準管理などをカバーする必要があります。 | □適合□満たしていない |  |
| **1 0 .** |
| 1 0 .1 企業声明 |  | 10. 1.「輸入卵及び卵製品海外生産企業登録申請書」に必要事項を記入します。 | 法人の署名と社印が必要です。 | □適合□満たしていない |  |
| 1 0.2 . 管轄獣医当局による確認 |  | 10.2 「輸入卵及び卵製品海外生産企業登録申請書」の記入 | 管轄獣医師の署名と管轄当局の押印が必要です | □適合□満たしていない |  |